

# 新型インフルエンザワクチンの接種回数が変わります!

新型インフルエンザのワクチン接種につきましては、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に実施されていますが、今回、厚生労働省は、健康成人に対する臨床試験の結果が得られたことから、新型インフルエンザワクチンの接種回数について、専門家の意見も伺いながら検討した結果、以下のとおり見直します。

## ○医療従事者(救急隊員含む)

「新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」については、1回接種とします。

## ○基礎疾患を有する方

「基礎疾患を有する方」は1回接種としますが、著しく免疫反応が抑制されていると考えられる方は、個別に医師と相談の上、2回接種としても差し支えないとします。

## ○妊 婦

1回接種とします。

## ○1歳から小学校6年生までの方

2回接種とします。

## ○1歳未満児の保護者等

「1歳未満の乳児の保護者および優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない方の保護者等」につきましては、1回接種とします。

## ○中学生および高校生相当の年齢の方

当面2回接種としますが、今後、国内データ、海外の知見等を収集し、専門家の意見を聴取しながら、12月中に出される中高生を対象とした臨床試験を踏まえ判断します。

## ○65歳以上の方

今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見等により健康成人と同様、1回接種とします。



## 接種費用助成額の変更について

優先接種対象者の方で、住民税非課税世帯の方または生活保護受給者につきましては、接種料が免除されます。今回の接種回数の見直しにより、これまで2回分(6,150円)としていた助成額を、1回接種に変更となった方につきましては、1回分(3,600円)とします。

申請方法等詳細につきましては、下記までご連絡ください。

### 《問い合わせ先》

津久見市宮本町20番15号 津久見市役所 健康推進課 健康班

☎82-9523(直通) FAX82-6187

☎82-4111(代表) 内線(106・107・109) <http://www.city.tsukumi.oita.jp/>